

滋賀県林地開発審査基準の改正について

1 今回の審査基準の改正について

- ・再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度(FIT)が創設されて以降、林地で大規模な太陽光発電施設が計画・設置され、林地開発許可にあたり防災や景観について慎重な審査が求められている。
- ・本県では平成29年12月に、林地での太陽光発電施設の設置に関し全国調査を実施し、本県の林地開発審査基準の検証を行い、景観や獣害対策等を追加した。
- ・また国に対して、林地での太陽光発電設備の設置に関し、防災や景観等の基準の継続的な検証および必要に応じた見直しを求めてきたところである。
- ・令和元年12月に、国の「開発行為の許可基準の運用細則」が一部改正され、これに則して滋賀県林地開発審査基準を改正する。

2 今回の主な改正点

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等を次のとおり追加・見直しする。

(1) 基準の追加事項

- ① 平均傾斜度が30度以上の自然斜面に設置する場合、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。
- ② 雨水による地表面の浸食防止のため、柵工や植生の導入等を行うこと。
- ③ 景観等への影響を軽減するため、残置する森林の割合をおおむね15%以上とすること。
- ④ りょう線の一体性を維持するため、尾根部については原則として残置森林を配置すること。

(2) 基準の見直し事項

- ① 地表が太陽光パネル等で覆われる箇所については、排水施設の断面を大きくすること。※流出係数を見直し、裸地と同様の値を適用

3 改正時期

この改正を令和2年4月1日付けで施行予定
(施行後の林地開発許可申請に適用)

4 基準以外に事業者に対応を求める事項

- ① 申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施すること。
- ② 景観への配慮について、残置森林等による措置を講じても、なお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあつては、太陽光パネルやフレーム等の色彩を景観になじむよう配慮すること。

(参 考)

○ 林地開発許可制度（森林法）

- ・ 1 ha を超えて森林を開発する場合は県知事の許可が必要である。
- ・ 滋賀県林地開発審査基準は国の技術的助言を参考に定めている。
- ・ 審査のポイントは災害の防止、水害の防止、水の確保(水量・質)、環境の保全(景観・生活)の4つである。
- ・ 上記の審査基準を満たしている場合、許可しなければならないとなっている。

○ 本県における林地開発（新規）の状況

| 区分 | 太陽光 | | その他 | | 計 | |
|-------|-----|--------|-----|--------|----|--------|
| | 件数 | 面積(ha) | 件数 | 面積(ha) | 件数 | 面積(ha) |
| H25 | 0 | 0 | 3 | 6 | 3 | 6 |
| H26 | 2 | 20 | 2 | 10 | 4 | 30 |
| H27 | 2 | 6 | 0 | 0 | 2 | 6 |
| H28 | 3 | 14 | 1 | 3 | 4 | 17 |
| H29 | 3 | 15 | 1 | 6 | 4 | 21 |
| H30 | 2 | 21 | 9 | 55 | 11 | 76 |
| R1 見込 | 4 | 20 | 3 | 34 | 7 | 54 |
| 計 | 16 | 96 | 19 | 114 | 35 | 210 |

滋賀県林地開発審査基準（平成 14 年 4 月 1 日伺定） 新旧対照表

（下線は改正による追加）

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>第 1 趣旨</p> <p>第 2 開発に当たっての基本事項</p> <p>第 3 一般基準</p> <p>1 事業の確実性</p> <p>2 形質変更面積</p> <p>3 計画の期間等</p> <p>4 跡地利用計画</p> <p>5 周辺地の生活・産業活動に対する影響</p> <p>6 施設等の管理</p> <p>第 4 災害の防止（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係）</p> <p>1 適用範囲</p> <p>2 土工量</p> <p>3 切土</p> <p>4 盛土</p> <p><u>(イ) 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</u></p> <p>5 捨土（残土処分）</p> <p>6 擁壁</p> <p>7 えん堤等</p> <p>8 排水施設</p> <p>9 仮設防災等</p> | <p>第 1 趣旨</p> <p>第 2 開発に当たっての基本事項</p> <p>第 3 一般基準</p> <p>1 事業の確実性</p> <p>2 形質変更面積</p> <p>3 計画の期間等</p> <p>4 跡地利用計画</p> <p>5 周辺地の生活・産業活動に対する影響</p> <p>6 施設等の管理</p> <p>第 4 災害の防止（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係）</p> <p>1 適用範囲</p> <p>2 土工量</p> <p>3 切土</p> <p>4 盛土</p> <p>5 捨土（残土処分）</p> <p>6 擁壁</p> <p>7 えん堤等</p> <p>8 排水施設</p> <p>9 仮設防災等</p> |

第5 水害の防止（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）

- 1 適用範囲
- 2 洪水調整池等の設置

第6 水の確保（森林法第10条の2第2項第2号関係）

- 1 代替措置
- 2 水質の悪化防止

第7 環境の保全（森林法第10条の2第2項第3号関係）

- 1 森林の割合および配置
- 2 樹木の植栽
- 3 区域区分
- 4 周辺地域の保全等
- 5 景観の維持

第8 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、第1から第7までによるほか、以下によること。

1 自然斜面への設置について

太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出または崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁または排水施設等の防災施設を確実に設置すること。

ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出または崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

第5 水害の防止（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）

- 1 適用範囲
- 2 洪水調整池等の設置

第6 水の確保（森林法第10条の2第2項第2号関係）

- 1 代替措置
- 2 水質の悪化防止

第7 環境の保全（森林法第10条の2第2項第3号関係）

- 1 森林の割合および配置
- 2 樹木の植栽
- 3 区域区分
- 4 周辺地域の保全等
- 5 景観の維持

2 排水施設の能力および構造等について

(1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、第4の8の表4によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9 から1.0 までとすること。

(2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、第4の8の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。

また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置および地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

3 残置し、もしくは造成する森林または緑地について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、もしくは造成する森林または緑地の面積の、事業区域（開発行為をしようとする森林または緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合および森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、第7の1(2)の表6によらず、以下の表のとおりとすること。

| 開発行為の目的 | 事業区域内において残置し、もしくは造成する森林または緑地の割合 | 森林の配置等 |
|------------|--|--|
| 太陽光発電施設の設置 | 森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。 | 1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林または造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部または全部は残置森林）を配 |

置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。

2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林または造成森林を配置する。

(注)

1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）その他無立木地、崩壊地、伐採跡地等を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林および造成森林（土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しないものと見込まれるものは除外する。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。なお、この森林率に算入する造成森林については森林以外の土地に造林する場合も対象として差し支えない。

3 「緑地」とは、公園または広場の緑地、緑地帯、緑道、隣棟間緑地、法面緑地等で、原則として樹木が植栽されている区域をいう。植栽本数については、第7の2樹木の植栽 表一7を基準とするが、低木の場合の植栽本数は、1ヘクタールあたり2,000本とする。